平成２８年（フ）第４３号
長崎県佐世保市赤崎町1309番地　葉港の丘優雅、前住所長崎県佐世保市小野町1774番地の１
債務者　田渕　康哉
１　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第１８５号
熊本市東区下南部３丁目２番25号　サンコーポ206号、前住所熊本市東区小山１丁目３番55号
債務者　宮田　　修
１　決定年月日時　平成28年５月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３０号
茨城県神栖市土合中央３丁目５番17―５号
債務者　磯山有紀恵
１　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２８年（フ）第３２号
茨城県鹿嶋市大字荒野1550番地109
債務者　内野　昌代
１　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２８年（フ）第１３号
長野県上伊那郡辰野町大字平出1903番地３　ブランシェヤジマ101号
債務者　永井　順枝
１　決定年月日時　平成28年５月18日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２８年（フ）第１５号
長野県伊那市上牧6478番地４　清水田マンション205号
債務者　山崎友三恵
１　決定年月日時　平成28年５月18日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２８年（フ）第１５０号
熊本市中央区内坪井町７番11―501号　コーポ益田、前住所熊本市中央区九品寺１丁目19番５―601号　セントヒルズ熊本
債務者　宮崎加寿美
１　決定年月日時　平成28年５月18日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１５号
大分県佐伯市大字鶴望2380番地　星の宮マンション206
債務者　二野瀬伸一
１　決定年月日時　平成28年５月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

破産手続廃止

平成２７年（フ）第９１４号
千葉県市川市大町431番地１
破産者　有限会社国枝塗装
１　決定年月日　平成28年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第９１５号
千葉県市川市相之川３―５―20―201、住民票上の住所千葉県市川市柏井町３丁目534番地６
破産者　国枝　大輔
１　決定年月日　平成28年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第９１６号
千葉県市川市相之川３丁目５番20―201号（サンワード石井第１マンション）
破産者　国枝知恵子
１　決定年月日　平成28年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１９６号
千葉県船橋市西船５丁目２番12―203号
破産者　大貫　健司
１　決定年月日　平成28年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４９号
大阪府泉大津市板原町５丁目10番30号
破産者　株式会社ニッコージャパン
１　決定年月日　平成28年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第５０号
大阪府泉大津市板原町５丁目10番30号
破産者　株式会社エスティエス
１　決定年月日　平成28年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４号
奈良県宇陀市榛原萩原1703番地
破産者　横田　悦雄
１　決定年月日　平成28年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１０号
奈良県北葛城郡上牧町服部台４丁目６番26号
破産者　株式会社奈良ファミリー庭園
１　決定年月日　平成28年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第２９号
栃木県栃木市藤岡町藤岡500番地29
破産者　有限会社関口商店
１　決定年月日　平成28年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第２０８号
埼玉県熊谷市銀座２丁目245番地
破産者　有限会社星川堂
１　決定年月日　平成28年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部